（別記）個人情報取扱注意事項

個人情報の取扱いに関する特記事項

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第１条　保険会社は、「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（管理体制の整備）

第２条　保険会社は、個人情報（個人情報保護法第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（管理責任者及び従業者）

第３条　保険会社は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により札幌市に報告しなければならない。

２　保険会社は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。

３　保険会社は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により札幌市に申請し、その承認を得なければならない。

４　保険会社は、従業者を変更する場合は、事前に書面により札幌市に報告しなければならない。

５　保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

６　従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

第４条　保険会社は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により札幌市に報告しなければならない。

２　保険会社は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により札幌市に申請し、その承認を得なければならない。

３　保険会社は、札幌市が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（教育の実施）

第５条　保険会社は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

２　保険会社は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

（守秘義務）

第６条　保険会社は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

２　保険会社は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

４　保険会社は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

（再委託）

第７条　保険会社は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

２　保険会社が再委託する場合には、あらかじめ札幌市に申請し、札幌市から書面により承諾を得なければならない。

３　保険会社は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、札幌市に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 再委託先の名称
(2) 再委託する理由
(3) 再委託して処理する内容
(4) 再委託先において取り扱う情報
(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
(6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

４　保険会社は、前項の申請に係る書面を札幌市に対して提出する場合には、再委託者が札幌市指定様式（本契約締結前に保険会社が必要事項を記載して札幌市に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。

５　札幌市が第２項の規定による申請に承諾した場合には、保険会社は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、札幌市に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

６　札幌市が第２項から第４項までの規定により、保険会社に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、保険会社は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

７　前項に規定する場合において、保険会社は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、札幌市の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（複写、複製の禁止）

第８条　保険会社は、本委託等業務を処理するに当たって、札幌市から提供された個人情報が記録された資料等を、札幌市の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第９条　保険会社は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　保険会社は、札幌市に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第１０条　保険会社は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。

(2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

(3) 従業者の監督・教育を行うこと。

(4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第１１条　保険会社は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

（受渡し）

第１２条　保険会社は、札幌市と保険会社との間の個人情報の受渡しを行う場合には、札幌市が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、札幌市は、保険会社に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は札幌市が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

（個人情報の返還、消去又は廃棄）

第１３条　保険会社は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、札幌市の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

２　保険会社は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により札幌市に申請し、その承諾を得なければならない。

３　保険会社は、個人情報の消去又は廃棄に際し札幌市から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
４　保険会社は、前３項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
５　保険会社は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、札幌市に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）
第１４条　保険会社は、札幌市から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
２　保険会社は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び調査）
第１５条　札幌市は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、保険会社及び再札幌市に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
２　札幌市は、前項の目的を達するため、保険会社に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）
第１６条　保険会社は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに札幌市に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、札幌市の指示に従わなければならない。
２　保険会社は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、札幌市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
３　札幌市は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）
第１７条　札幌市は、保険会社が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。
２　保険会社は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、札幌市に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）
第１８条　保険会社の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって札幌市に対する損害を発生させた場合は、保険会社は、札幌市に対して、その損害を賠償しなければならない。